

互助会だより



「ソルファ・オダスキーゲレンデ」内子町

2022年
(令和4年)

1月号

第130号

- ◆年頭のごあいさつ 2
- ◆各種申請書の押印見直しについて 3
- ◆入学祝金・永年会員祝金Q&A 3
- ◆50歳代のライフプランセミナー(動画配信)について 3
- ◆知っておきたい退職後の互助会事業(退職者医療給付事業) ... 4～5
- ◆知っておきたい退職後の互助会事業(厚生事業) 6～7
- ◆がん保険・共済グループ保険の募集結果 8

年頭の ごあいさつ



一般財団法人愛媛県市町村職員互助会
会長 加藤 章



明けまして
おめでとぅございます

会員の皆様には、ご家族お揃いで輝かしい令和4年の新春を寿ぎ、お健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本会の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

本会は、昭和57年2月に財団法人愛媛県市町村職員互助会として発足し、平成25年に一般財団法人に移行し、会員の皆様の互助制度の組織として設立41年目を迎えます。これまで公共の福祉の向上に寄与するとともに、会員の皆様方の期待に沿うべく逐次事業内容の充実を図り、現職中はもとより、退職後も安心して加入できる退職者医療給付事業など、皆様方のご協力をいただきながら事業の推進に努めております。

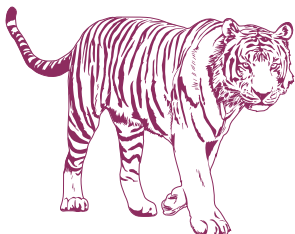
令和2年5月には、非正規労働者への厚生年金の適用拡大を柱とする年金制度改革法が成

立し、国家公務員共済制度との権衡を踏まえ、地方公共団体等に勤務する短時間勤務職員のうち、被用者保険の適用対象である非常勤職員に対して、令和4年10月から地方公務員共済制度の適用範囲を拡大することとされています。また、国家公務員の定年年齢を延長する改正国家公務員法が昨年6月に成立し、令和13年度に65歳定年とすることとなっています。

今後におきましても、これら年金、医療などの社会保険制度や地方公務員制度の動向に注視し、引き続き、これまで以上に会員とそのご家族の皆様との福利厚生事業発展のため、役職員力を合わせて取り組んでまいります。

つきましては、本年も本会事業の円滑な運営のため、皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束と皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさついたします。



賀正



〔会長〕 加藤 章 (東温市長)	〔副会長〕 武智 邦典 (伊予市長)	〔副会長〕 三谷 仁 (今治市職員)	〔理事〕 管家 一夫 (西予市長)	〔理事〕 西尾 祥之 (宇和島市職員)	〔理事〕 黒井 俊博 (宇和島市職員)	〔監事〕 河野 忠康 (久万高原町長)	〔監事〕 上本 隆弘 (砥部町職員)	〔評議員〕 篠原 実 (四国中央市長)	〔評議員〕 石川 勝行 (新居浜市長)	〔評議員〕 坂本 浩 (松野町長)	〔評議員〕 山内 貴志 (新居浜市職員)	〔評議員〕 井関 文彦 (松山市職員)	〔評議員〕 久保 竜児 (伊予市職員)	〔評議員〕 野田 裕久 (愛媛大学法文学部教授)	〔評議員〕 池田 正司 (元松山市職員)	〔評議員〕 井手 克彦 (愛媛県市町村職員年金者連盟会長)	〔評議員〕 玉井 信正 (愛媛県市町村職員共済組合事務局長)
------------------	--------------------	--------------------	-------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------------	---------------------	---------------------	-------------------	----------------------	---------------------	---------------------	--------------------------	----------------------	-------------------------------	--------------------------------

外職員一同

各種申請書の押印 見直しについて

現在、互助会で使用している申請書や請求書などの本人印及び所属所長印を、共済組合の取扱いに準じて、原則、押印不要とします。

押印廃止後の申請書等につきましては、互助会ホームページ「各種申請書ダウンロード」に掲載を予定しておりますので、ご利用ください。

なお、現職会員の皆様から互助会にご提出いただく申請書等につきましては、押印廃止後も所属所において記載内容の確認をする必要があることから、従来どおり所属所の互助会事務担当者を経由して（所属所受付印が押印されていることが必須）ご提出いただくこととなります。

※共済グループ保険の請求書など一部の申請書等については、引き続き押印が必要なものもありますので、ご注意ください。



Q & A

入学祝金

Q 子どもが、今年の4月に小学校に入学します。私たちは、夫婦ともに現職会員ですが、入学祝金の給付をそれぞれ受けることができますか。

A 入学祝金は、4月1日に現職会員の資格のある者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校に入学したとき、2万5千円を給付するものです。夫婦ともに現職会員である場合は、それぞれに給付します。

なお、当該給付金に係る請求書の作成及び提出は、原則、必要ありません。互助会が作成した「入学祝金該当者報告書」を、毎年2～4月頃に所属所において確認いただき、精査のうえ、同祝金を4月末頃に届出の個人指定口座に送金します。

ただし、※子が現職会員の被扶養者に認定されていない場合は当該報告書に記載がありませんので、所属所で追加して記載するか、別途請求をしていただく必要があります。

※子とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 現職会員と同一戸籍の子
- ② 現職会員の被扶養者として認定されている子
- ③ 現職会員と同居の子

永年会員祝金

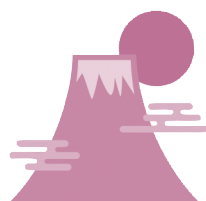
Q 私は、今年の3月末で在会期間20年を迎える予定です。永年会員祝金（20年）の給付を受けることができますか。

A 永年会員祝金は、現職会員の在会期間が引き続き20年（特別職10年）に達したとき1万円、30年（特別職15年）に達したとき1万5千円を給付するものです。

ただし、在会期間中に同祝金20年、30年の給付を受けた場合は、会員が特別職に就任されるなどして再度支給要件を満たしたとしても、一度支給されているものとみなしますので、給付対象外となります。

なお、当該給付金に係る請求書の作成及び提出は、必要ありません。互助会が作成した「永年会員祝金該当者報告書」を、毎年2～4月頃に所属所において確認いただくことにより、請求があったものとみなし、受給資格が発生する月の月末に届出の個人指定口座に送金します。

請求漏れの場合には、速やかに所属所を経由してご連絡ください。



～ 50歳代のライフプランセミナー（動画配信）について ～

例年、愛媛県市町村職員共済組合と共同で開催している50歳代のライフプランセミナーにつきまして、共済だより「石鎚」（10月号vol.316）等でお知らせのとおり、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、動画配信（共済組合ホームページ「What's New」コーナーに視聴ページへのリンクを設けています。）での開催となりました。当該動画の視聴を申し込まれた方には、共済組合から所属所を経由してテキスト及び視聴に係るID・パスワードをお知らせしていますので、配信期間内（～令和4年4月末まで）にぜひご視聴ください。

なお、退職に伴う互助会の事業につきましては、次ページ以降に掲載していますので、そちらもぜひご参照いただき、ご不明な点がございましたら、所属所の互助会事務担当者又は互助会までお問い合わせください。

退職医療給付金の内容について

退職会員又は配偶者特別会員が満60歳に達した日から満70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、及びその間において退職会員等の被扶養者(満70歳に達している者を除く。)が医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が1件につき7,000円(基礎控除額)を超えると、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

なお、制度内容は、事業の収支状況、社会保障・地方公務員制度の状況等によって変更する場合があります。この場合、変更した制度内容は全会員に適用されることになります。

【事例】 退職会員、配偶者特別会員及びその被扶養者が支払った1件当たりの医療費に係る給付内容

※高額療養費の自己負担限度額が57,600円に該当する者で、直近12か月の高額療養費該当回数が1～3回の場合

医療費(自己負担額)	共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者		国民健康保険又は協会けんぽの被保険者及びその被扶養者	
	57,600円	共済組合から高額療養費が支給		国民健康保険又は協会けんぽから高額療養費が支給
	25,000円	共済組合から附加給付等が支給		互助会から退職医療給付金が支給
	7,000円	互助会から退職医療給付金が支給		
		自己負担		自己負担

退職医療給付金=18,000円

退職医療給付金=50,600円

<1件の取扱い等>

区 分	取 扱
① 診療を受けた医療保険制度ごとに1件	医療保険制度を異にして診療を受けた場合は、医療保険制度ごとに1件
② 診療を受けた月ごとに1件	月の初日から末日までの診療についての1か月を1件
③ 診療を受けた医療機関ごとに1件	同じ月に医療機関を異にして診療を受けた場合は、医療機関ごとに1件
④ 入院と外来の場合は、それぞれ1件	同じ月に同じ医療機関で入院と通院による診療を受けた場合は、入院、外来ごとにそれぞれ1件
⑤ 医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件	同じ月に診療を受け、診療を受けた医療機関での処方箋により保険薬局で薬代を支払った場合は、それぞれ1件

※給付対象外

- ・ 室料差額等の保険適用外のもの(予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等)
- ・ 入院時における食事療養標準負担額
- ・ 受診時定額負担(特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介状なしで受診)

現職会員のときは、請求をしなくても自己負担額控除(13,000円)後の金額が自動的に届出の個人指定口座に支給(100円未満切捨て)されていましたが、退職会員になられたら、「退職医療給付金請求書」に領収書を添付して、ご自分で請求する必要があります。



退職医療返還一時金について

現職会員が退職又は死亡退職した際に、退職会員の資格取得要件を満たさないとき又は資格取得要件は満たしているが退職会員となることを希望しなかったとき、次の①及び②に掲げる金額の合算額を支給します。

- ① 平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員であった期間の年数(6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ)1年につき5,000円を乗じた額
- ② 平成18年4月1日以後の現職会員であった期間の年数(6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ)1年につき2,000円を乗じた額

【事例】 昭和57年4月1日に会員の資格を取得した者が令和3年3月31日に退職した場合の退職医療返還一時金の額

① 5,000円×11年=55,000円
 ② 2,000円×15年=30,000円
 退職医療返還一時金の額(①+②)=85,000円

退職医療死亡弔慰金・退職医療脱退一時金について

60歳以上70歳未満の退職会員又は配偶者特別会員が会員の資格を喪失したときは、資格を喪失した日^{*}から70歳に達するまでの年数1年(1年未満切捨て)につき10,000円を支給します。

なお、資格取得申出をした55歳以上60歳未満の退職会員又は配偶者特別会員が死亡した場合などは、一時拠出金相当額等を支給します。

※資格を喪失した日…死亡日の翌日、現職会員となった日、退職会員等でなくなることを希望する場合はその申出が受理された日の属する月の翌月1日

退会記念給付金について

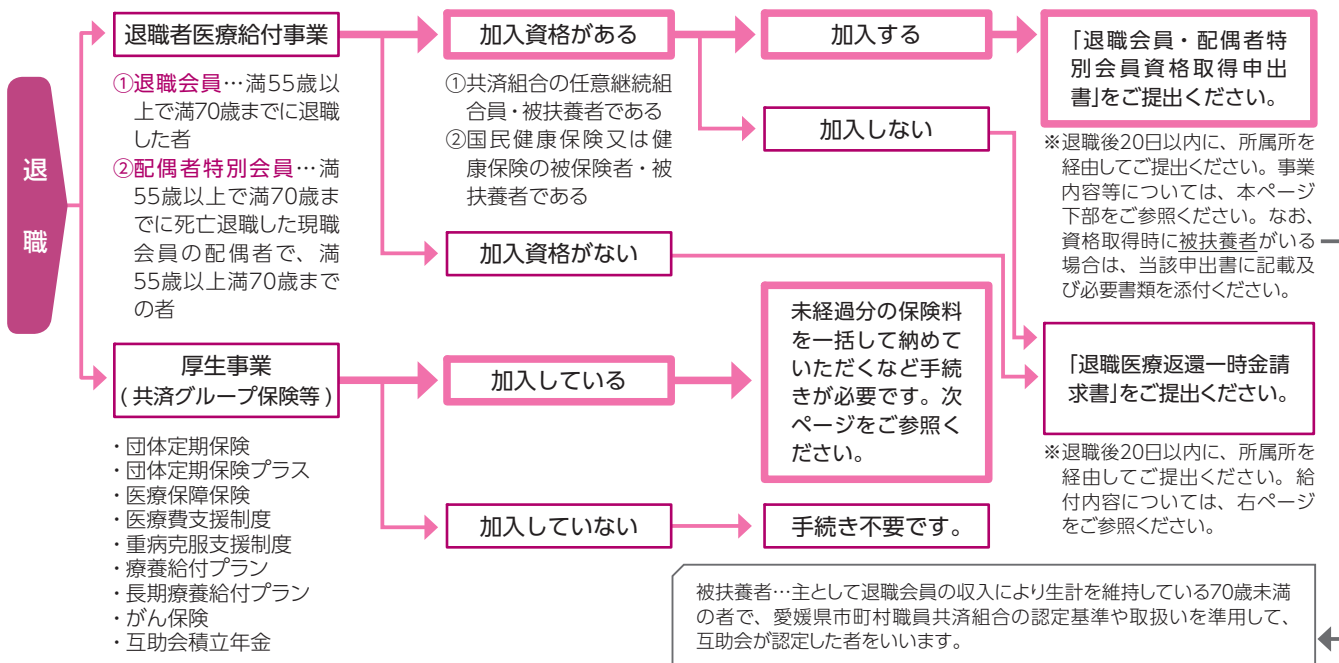
平成28年3月31日以前から現職会員である者が退職(死亡退職を除く。)した場合、その者の現職会員期間が引き続き10年以上あり、かつ、現職会員期間中に職員研修事業助成金の給付(昭和61年以後の全ての助成金を対象とする。)を受けていないときに、額面50,000円の旅行クーポン券を支給します。

請求書の書き方など請求方法については、「退職予定者相談会資料」や加入後に送付される「退職者医療給付事業のしおり」、互助会ホームページに掲載していますのでご確認ください。

※事業の収支状況等により、支給内容を見直す場合があります。

知っておきたい！退職後の互助会事業

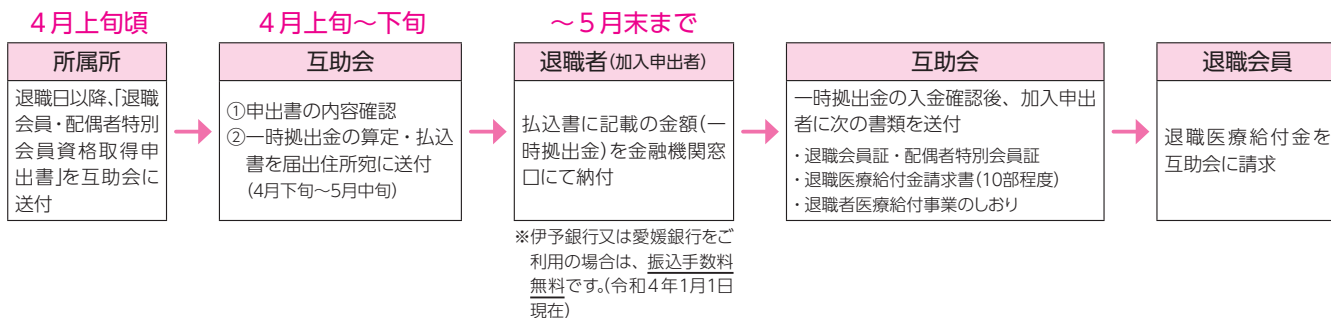
互助会の退職者医療給付事業、厚生事業(共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金)の退職後の継続加入等については、次のような取扱いになります。詳細やご不明な点は、所属所の互助会事務担当者又は互助会までお問い合わせください。



退職者医療給付事業

手続きについて 「退職会員・配偶者特別会員資格取得申出書」を、所属所を経由して提出した後の流れは次のとおりです。

<例> 昭和61年4月1日までに現職会員である者が、令和3年3月31日に60歳で退職した場合



一時拠出金の算定	一時拠出金 (A)	算定基礎給料 300,000円	$\times \frac{1.5}{1,000} \times 48\text{月} = 21,600\text{円}$ (360月ー平成7年4月分以後の掛金払込月数)
	一時拠出金 (B)	※算定基礎給料は、退職月の掛金の標準となった給料月額又は毎年1月1日現在の現職会員の平均給料月額 のいずれか少ない金額	$\times \frac{1.0}{1,000} \times 180\text{月} = 54,000\text{円}$ (平成18年4月分以後の掛金払込月数)
	控除額 (C)	5,000円 × 0年 =	0円 (満60歳を超えて資格取得する場合、一時拠出金から差し引きます。)
	退職金別金 (D)	(5,000円 × 6年) + (8,000円 × 3年) + 0円 (特例)	(平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得していた者は、一時拠出金から退職金別金を差し引きます。)
	一時拠出金払込額 (A+B-C-D)	(A) 21,600円 + (B) 54,000円 - (C) 0円 - (D) 54,000円 = 21,600円	

給付請求期間について

退職会員又は配偶者特別会員の資格を取得した日から、満70歳に達した日の属する月の月末までの間となります。(※誕生日が1日の場合は、前月の月末までとなります。)

退職会員となった後の届出事項

- 転居等をした場合や加入する健康保険が変更となった場合など、必要に応じて「退職会員・配偶者特別会員異動報告書」をご提出ください。
 - 新たに被扶養者の認定要件を備える者が生じた場合又は認定要件を欠くことになった場合は、「退職会員・配偶者特別会員被扶養者申告書」により遅滞なく互助会に届出してください。認定を受ける場合は、扶養の事実が生じた日から30日以内に届出してください。30日以内に届出がされない場合は、互助会が受理した日から認定の効力を生じることになります。取消の場合は、原則、取消の事実が生じた日に遡及して取消となります。
 - 現職会員になった場合や脱退・死亡した場合は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書兼退職医療返還一時金請求書」又は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書兼退職医療死亡弔慰金請求書」をご提出ください。
- ※収入の確認ができる書類など、書類の添付が必要な場合があります。 ※添付書類などの保険者番号、被保険者記号番号はマスキングしてください。

●退職後の共済グループ保険の取扱い及び令和4年8月案内時に選択することになるコース等一覧表

種 類	加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等
団体定期保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納した者	本人と配偶者 (※こどもの加入はできません。)	満80歳6か月まで継続加入できます。 次の5コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・500万円コース ・450万円コース ・250万円コース ・200万円コース ・100万円コース	●退職(年度末)した年の未払い保険料(4月～12月分)は、所属所を経由して一括払込みとなります。一括払込みいただくことにより、12月末まで退職時の保険内容が適用されます。 (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度) ●退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料314円/月(消費税10%込)を振り替えます。(初回:退職した年の12月) (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度及び重病克服支援制度)
団体定期保険プラス	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	満80歳6か月まで継続加入できます。 次の各4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 [本人] ・500万円コース ・250万円コース ・150万円コース ・100万円コース [配偶者] ・400万円コース ・200万円コース ・150万円コース ・100万円コース	
医療保障保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※こどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入できます。	
医療費支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※こどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入できます。	
重病克服支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満71歳6か月まで継続加入できます。	
療養給付プラン 長期療養給付プラン	退職時に本制度に加入している者が退職した時点で、脱退扱いとなり、継続加入はできません。			

令和6年1月1日

第2回更新

令和5年12月頃

加入内容・保険料のご案内

・保険料登録口座振替
(初回:12月、以後毎月)

- (注1) 保険料の登録口座振替時には、手数料314円(消費税10%を含む。)を併せて振り替えます。
(注2) 複数の制度を継続された場合も手数料は変わりません。
(注3) 登録口座振替ができない月が2か月続くと脱退扱いになりますので、ご注意ください。

● 注意事項 ●

- ▶ 保険料控除証明書は、毎年10月頃にご自宅へお送りします。
- ▶ 配当金は、毎年2月末に届出口座に送金します。(※保険期間内の中途脱退者及び死亡、高度障害、障害保険金該当者は、配当金がありません。)
- ▶ 案内等の日付は、あくまで予定であり前後する可能性があります。
- ▶ 一覧表に記載のコース等は令和4年募集時の内容等です。令和5年以降、変更の可能性がありますので、更新時に同封のパンフレット等で最新の内容をご確認ください。
- ▶ 令和5年1月以降の口座振替及び配当金に係るご案内等は、互助会ではなく業務委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が事務を取り扱います。[NKS TEL:0120-129-128]

【保険商品】※いずれの商品も終身加入することができます。

A 11月1日契約日の保険商品(当月払い)

- ・新がん保険A型
- ・新がん保険B型

B 12月1日契約日の保険商品(前月払い)

- ・21世紀がん保険
- ・がん保険フォルテ・ご契約者のためのがん保険フォルテ
- ・生きるためのがん保険Days・生きるためのがん保険Days プラス
- ・新生きるためのがん保険Days・新生きるためのがん保険Days プラス
- ・生きるためのがん保険Days1・生きるためのがん保険Days1 プラス

● 注意事項 ●

- ▶ 保険料控除証明書は、毎年9月頃にご自宅へお送りします。
 - ▶ 案内等の日付は、あくまで予定であり前後する可能性があります。
- [南海放送サービス(株) TEL:0120-111-136]

令和4年11月1日

令和4年12月1日

令和5年11月1日

令和5年12月1日

払込書を使用しての払込み

払込書を使用しての払込み

令和5年6月頃 更新のご案内
令和5年10月頃 保険料払込みのご案内

※年度末退職の方には今月中に、互助会から所属所を経由して積立年金の払込満了のご案内(満了日、予想積立金額と払込保険料額など)をお送りしますので、お受取方法の参考にしてください。なお、は、退職時の積立額・払込年数によっては、選択できない場合があります。



退職後、1年目は愛媛県市町村職員共済組合の任意継続組合員となりましたが、2年目からは国民健康保険に切替えることにしました。互助会に報告する必要はありますか？

退職者医療給付事業に加入されている場合は、「退職会員・配偶者特別会員異動報告書」(別紙様式退第5号)と、新しい健康保険証の写し(記号・番号等をマスキングしたもの)の提出が必要です。当該様式は互助会ホームページにも掲載していますが、互助会にご連絡いただきましたら返信用封筒を同封して送付させていただきます。なお、記号・番号をマスキングし忘れていた場合は、互助会にてマスキングします。

共済グループ保険等については、手続き不要です。



令和4年3月末で退職する予定です。共済グループ保険は、退職後も継続していけると考えて良いですか？また、来年は更新するつもりはないのですが、手続きの必要はありますか？

団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度は、退職時に所属所を経由して未経過保険料を一括前納していただくことで、退職時と同じコースを保険期間終了(令和4年12月末)まで継続できます。ただし、療養給付プラン、長期療養給付プランは退職時点で脱退の取扱いになりますのでご注意ください。

また、翌年は更新されないということなので、次年度更新の案内文書(令和4年8月頃)に届出住所等(令和4年12月末)まで継続できます。ただし、療養給付プラン、長期療養給付プランは退職時点で脱退の取扱いになりますのでご注意ください。

なお、更新される場合、令和5年1月からの保険は、退職時に加入していたコースの継続はできないため、退職時に加入していた保障金額の範囲内で新たにコース選択をしていただく必要がありますので、上表の加入内容欄でコース内容をご確認ください。

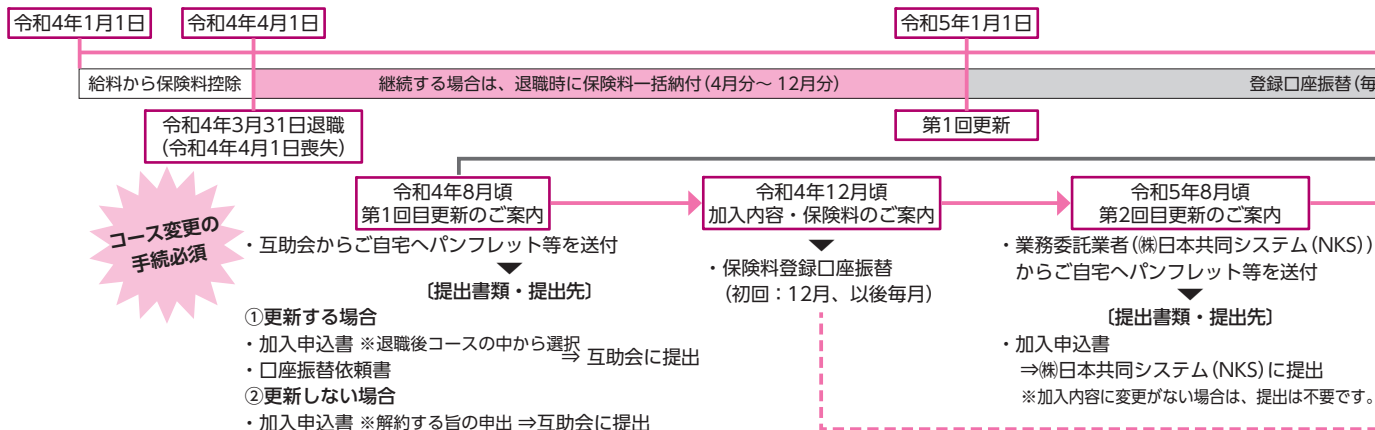
厚生事業

～退職後の共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金～

共済グループ保険について

現職のときは、毎月、給料支給時(賞与支給時含む。)に共済グループ保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職した年は、退職時に所属所を経由して未経過分を一括で納めていただく必要があります。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。また、共済グループ保険は、**退職した翌年にコースの変更をしていただく必要があります**。退職時に加入していた保障金額の範囲内でコースを選択いただく(増額や新規コースの追加はできません。)ことになり、継続・脱退にかかわらず、互助会と直接書類のやり取りをしていただくこととなりますので、ご注意ください。

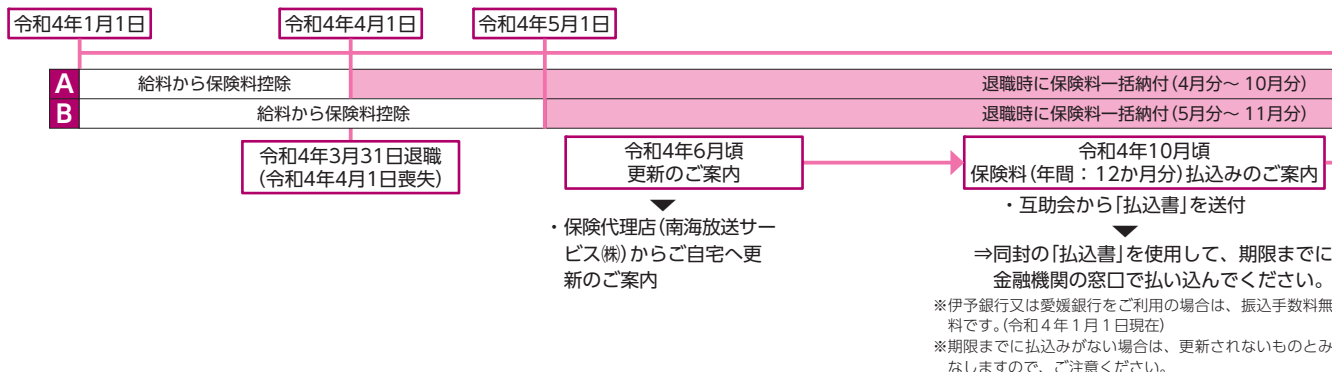
◆共済グループ保険の退職継続加入等の流れ(令和4年3月31日退職の場合)◆



がん保険について

現職のときは、毎月、給料支給時に共済グループ保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職した年は、退職時に所属所を経由して未経過分を一括(商品によって払込み月数が異なります。)で納めていただく必要があります。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。また、がん保険は退職時の加入内容で終身加入することができます。

◆がん保険の退職継続加入等の流れ(令和4年3月31日退職の場合)◆



互助会積立年金について

退職をもって積立では終了しますので、加入されている方は、退職の際に一時金あるいは年金として受け取るかを選択してください。

㊦ 年金受取コース(確定年金(10年・15年・20年)・保証期間付終身年金(10年・15年・20年)) ㊦ 一時金受取コース



互助会からの大切なお願い

退職された後は、基本的に会員の皆様と互助会が直接、書類のやり取り等を行いますので、届出事項に変更があった場合は必ずご連絡ください。

退職された方から、よくお問い合わせいただく内容について次のとおり掲載していますので、ぜひご参考になさってください!!



退職後に、引越しました。何か手続きはありますか?

退職者医療給付事業に加入されている場合は、住所変更の届出が必要となりますので、「退職会員・配偶者特別会員異動報告書」(別紙様式退第5号)をご提出ください。当該様式は互助会ホームページにも掲載していますが、互助会にご連絡いただきましたら返信用封筒を同封して送付させていただきます。また、市外や県外に引越された場合は、固定電話の番号や加入している健康保険が変更となる場合がありますので、当該報告書に記入をお願いします。できましたら、固定電話の番号だけでなく、携帯電話の番号もご記入いただければ幸いです。

併せて、お近くの郵便局で「転居届」の手続きをお願いします。

共済グループ保険等に加入されている場合は、紙媒体による報告の必要はありませんが、互助会(退職後2年目からはNKS等)への電話連絡が必要です。お電話だけで、住所変更・電話番号変更等に対応させていただきますので、まずは互助会までご連絡ください。

がん保険・共済グループ 保険の募集結果

がん保険(令和3年11月から適用)につきましては、令和3年6月～7月に、共済グループ保険及び積立年金(令和4年1月から適用)につきましては、令和3年7月～9月にかけて募集いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、募集に当たりましては、公務ご多忙のところ、格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

引き続き、会員の皆様が在職中のみならず退職後におきましても安心して生活できるよう充実した制度にしたいと考えておりますので、ライフプランをご計画される際には、是非ご検討ください。

なお、令和4年1月1日現在の共済グループ保険等の加入状況は下表「加入状況」とおります。



加入状況

(令和4年1月1日現在)

区 分		加入者数(人)	保険金等(千円)	月額保険料(円)
がん保険	会 員	2,162	—	6,800,977
共 済 グ ル ー プ 保 険	団体定期 保険	組合員	8,154	132,740,000
		配偶者	1,941	7,304,500
		こども	1,031	2,948,000
		計	11,126	142,992,500
		ボーナスコース	3,526	31,250,000
	団体定期 保険プラス	組合員	6,336	43,554,000
		配偶者	1,480	2,759,000
		計	7,816	46,313,000
		ボーナスコース	2,543	23,465,000
	療養給付プラン		1,009	81,712
	長期療養給付プラン		20	1,667
	医療保障 保険	組合員	3,004	11,943
		配偶者	524	2,197
		こども	469	1,957
		計	3,997	16,097
	医療費 支援制度	組合員	4,129	104,950
		配偶者	539	13,775
		こども	396	9,900
		計	5,064	128,625
	重病克服 支援制度 (主契約)	組合員	3,800	5,794,000
		配偶者	593	824,000
		計	4,393	6,618,000
積立年金	月 払	一般型	236	615 口
		個年型	599	2,128 口
		計	835	2,743 口

互助会の概況

(令和3年11月末現在)

・所属所数	44
・会員数	現職会員数 17,736 人 退職会員数 2,677 人
・被扶養者数	17,059 人
・給料月額	288,798 円

表 紙 に よ せ て

「ソルファ・オダスキーゲレンデ」内子町

ソルファ・オダスキーゲレンデは、愛媛県喜多郡内子町の小田深山にあるスキー場です。四国最大級のキッズパークや四国最長1,200mのコースなど小さなお子様から上級者まで楽しむことができます。山頂部からは石鎚山や四国カルストの景色が堪能できます。例年、12月下旬にオープンしていますので、ぜひお越しください。